

## 平成25年度 第21回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成26年1月9日(木) 午前10時～11時45分

### 2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長 曾我紀厚  
委員 中原都  
委員 荒濱健太郎

#### 【事務局職員】

事務局長	森谷邦彦	次長兼任用課長	稲田将
給与課長	新高謙一	係長	遠藤公亮
係長	向井京子	係長	有岡博己
係長	河村淳		

【傍聴者】 なし

### 4 議題

議案第1号 平成25年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度(追加募集:畜産・建築・機械・電気))の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について

議案第2号 選考により採用することができる職に係る承認について

### 5 議事の公開・非公開

議案第2号を公開とし、議案第1号を非公開とした。

### 6 議事

#### 1 議案第1号

平成25年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度(追加募集:畜産・建築・機械・電気))の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

##### ① 実施結果

職 種	公告時 採用予 定者数	採用予 定者数	申込者数	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	第2次試験 受験者数	採用 候補者数 (B)	受験 競争率 (A/B)
	名程度	名程度	名	名	名	名	名	倍
畜 産	2	3	19( 5)	13( 4)	7( 3)	6( 2)	3( 2)	4.3
建 築	1	3	19( 3)	16( 3)	8( 3)	6( 3)	3( 2)	5.3
機 械	1	1	9( 1)	5( 1)	4( 1)	4( 1)	1( 0)	5.0
電 気	1	1	24( 1)	18( 1)	3( 0)	2( 0)	1( 0)	18.0
合 計	5	8	71(10)	52( 9)	22( 7)	18( 6)	8( 4)	6.5

※表中の（ ）は女性の内数。

※採用予定者数は平成26年1月9日時点のもの。

## ② 試験日程

第 1 次 試 験	試 験 日	11月10日(日)
	試 験 会 場	鳥取県庁第二庁舎4階会議室
	試 験 種 目	教養試験、専門試験、論文試験、適性検査
	合格者発表日	12月2日(月)午後2時
第 2 次 試 験	試 験 日	12月18日(水)～20日(金)
	試 験 会 場	県庁会議室
	試 験 種 目	人物試験(集団討論及び個別面接)
	採用候補者発表日	1月10日(金)

- ③ 採用予定時期 平成26年4月1日  
(欠員等の状況によっては、それ以前に採用されることもある。)

## 2 議案第2号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事及び鳥取県営病院事業管理者から申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

### 【知事】

- ① 申請のあった職及び採用予定者数  
理学療法士 1名程度
  - ② 採用予定日  
平成26年4月1日
  - ③ 申請理由  
退職者の発生により欠員が生じていることから、採用者を確保する必要があるため。
  - ④ 選定方法  
病院局において採用候補者選抜のための試験を実施。  
※病院局が各種医療技術職の募集、試験を実施するのに併せて、当該職についても一体的に募集、試験を実施しようとするもの。採用予定者の選定については、病院局と調整の上、決定。
- (1) 試験内容  
論文試験及び面接試験

- (2) 受験資格  
理学療法士の免許を有する者（又は取得見込みの者）
- (3) 年齢要件  
昭和 29 年 4 月 2 日以降に生まれた者

- ⑤ 人事委員会の判断  
上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

【病院事業管理者】

- ① 申請のあった職
  - 理学療法士 2 名程度
  - 言語聴覚士 2 名程度
  - 医療ソーシャルワーカー 1 名程度
  - 薬剤師 6 名程度
  - 管理栄養士 1 名程度

- ② 採用予定日  
平成 26 年 4 月 1 日

- ③ 申請理由

理学療法士	・リハビリテーションの需要に対応した人員を確保し、患者の早期回復・社会復帰を図るための増員（2名）
言語聴覚士	・欠員のための補充（2名）
医療ソーシャルワーカー	・欠員のための補充（1名）
薬剤師	・今年度末の退職予定者の補充（1名） ・欠員のための補充（5名）
管理栄養士	・NST（栄養サポートチーム）の本格運用に伴う増員（1名） ※NSTの本格運用により診療報酬の加算を得るためには、NST専門療法士の資格を持った者が、チームの専任となることが必要。管理栄養士の職員1名が先日、NST専門療法士に合格し、来年度よりチームの専任となるが、栄養管理室の体制を維持するため、当該専任となる職員が抜けて欠員となる職を補充する必要がある。

- ④ 選定方法  
病院局において採用候補者選抜のための試験を実施。

- (1) 試験内容
  - ア 薬剤師及び管理栄養士以外の職  
論文試験及び面接試験
  - イ 薬剤師及び管理栄養士  
教養試験、専門試験、論文試験及び面接試験
- (2) 受験資格
  - ア 年齢
    - (ア) 薬剤師及び管理栄養士以外の職  
昭和 29 年 4 月 2 日以降に生まれた者
    - (イ) 薬剤師及び管理栄養士  
昭和 53 年 4 月 2 日以降に生まれた者
  - イ 資格・免許

理学療法士	理学療法士の免許を有する者（又は取得見込みの者）
言語聴覚士	言語聴覚士の免許を有する者（又は取得見込みの者）
医療ソーシャルワーカー	次の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかに該当する者 (ア) 社会福祉士の資格を有する者（又は取得見込みの者） (イ) 保健師の免許を有する者又は看護師の免許を有する者（又は取得見込みの者） (ウ) 医療法に規定する病院又は診療所における医療ソーシャルワーカー業務の実務経験が3年以上となる（見込みの）者
薬剤師	薬剤師の免許を有する者（又は取得見込みの者）
管理栄養士	管理栄養士の免許を有する者（又は取得見込みの者）

⑤ 人事委員会の判断

(1) 薬剤師及び管理栄養士以外の職

これらの職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

(2) 薬剤師及び管理栄養士

これらの職は、「競争試験によりがたい場合に、個別に人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職である。人事委員会が実施する競争試験で採用候補者を確保することが原則だが、以下のとおり採用候補者の確保が別途必要であることは理解できる。

ア 薬剤師

競争試験で必要な採用候補者が確保できず、その補充のため病院局が実施した試験でも必要な人員が確保できず、その後も多数の欠員が生じている。

イ 管理栄養士

上記③に記載のとおり、欠員の補充が必要であるが、来年度の競争試験まで待った場合、採用は来年の4月となり、その間業務に支障が生じる。

また、これらの職の選定方法も適当であると判断する。

【質 疑】

委 員

理学療法士については、知事と病院で採用するようだが、採用後、これらの部局間での異動があるのか。

事務局

ある。

委 員

採用時にどちらがだれを任用するか、調整がつきにくいことはないか。

事務局

調整はつく。

なお、任用の方法としては、今回採用した職員を知事と病院とで即、調整して分けるというやり方もあるし、今現に病院にいる理学療法士を知事部局に異動させて今回採用する3人を病院で任用するというやり方もある。

委 員

薬剤師の欠員は、ずっと解消されないままで続いているということか。

事務局

夏の競争試験でもそれなりの応募はあったのだが、試験の結果、一部の受験者については採用候補者とするに足りず、採用予定者数までとれなかった。

委 員

いまだ薬剤師不足が続いているのか。

薬剤師は、人員不足から、ドラッグストア等で好条件で採用されていると聞く。

事務局

本県の場合、薬剤師の受験者数自体が少ないことに加え、病院局が服薬指導を重視し、薬剤師の定数を増員していることによる欠員も多い。

ただし、薬剤師だけではなく、さきほど説明したNSTにもいえることだが、急性期病院であるので、早く患者を回復させ、社会復帰させるための体制づくりが重要であり、医療技術についてマンパワーが必要である点は御承知いただきたい。

#### 7 次回の人事委員会の開催

平成26年1月17日（金）午前10時から開催することとした。